

千葉県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 市長は、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進するとともに、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、ひとり親家庭住宅支援資金（以下「住宅支援資金」という。）を貸し付け、ひとり親家庭の自立の促進を図るため、千葉県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業及び千葉県ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、社会福祉法人千葉県社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に対し補助金を交付する。

(交付の対象)

第2条 この補助金の交付の対象は、市社協が千葉県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づいて実施する事業に係る貸付金及び事務費とする。

(交付額)

第3条 訓練促進資金の補助金の交付額は、別表に定める額と、千葉県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金交付申請書の関係書類に記載のある総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のうち、対象経費として支出する額とを比較して少ない方の額とする。

2 住宅支援資金の補助金の交付額は、別表に定める額と、千葉県ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業補助金交付申請書の関係書類に記載のある総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のうち、対象経費として支出する額とを比較して少ない方の額とする。

(交付の申請)

第4条 市社協会長は、規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、千葉県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金交付申請書（様式第1号）又は千葉県ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業補助金交付申請書（様式第1号の2）を市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により交付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業に要する経費の配分を変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。

- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税仕入税額控除報告書（様式第2号）又は（様式第2号の2）により速やかに市長に報告しなければならない。なお、市長は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (9) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

（交付決定通知）

第6条 規則第6条の規定による通知について、千葉市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金交付決定通知書（様式第3号）又は千葉市ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業補助金交付決定通知書（様式第3号の2）によるものとする。

（変更交付申請）

- 第7条 市社協会長は、交付決定の内容を変更しようとするときは、第5条第1号又は第2号の規定により、千葉市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金変更交付申請書（様式第4号）又は千葉市ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業補助金変更交付申請書（様式第4号の2）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項による申請について適当と認めるときは、補助金の変更交付を決定し、千葉市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）又は千葉市ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号の

2) により、市社協会長に通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第8条 市社協会長は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、千葉市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)又は千葉市ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号の2)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による申請について適当と認めるときは、千葉市ひとり親家庭高等職業訓練促進貸付事業中止(廃止)承認通知書(様式第7号)又は千葉市ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業中止(廃止)(承認・不承認)通知書(様式第7号の2)により、通知するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定により実績報告しようとするときは、翌年度4月末までに、千葉市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実績報告書(様式第8号)又は千葉市ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業実績報告書(様式第8号の2)を、市長に提出しなければならない。

(額の確定通知)

第10条 規則第13条の規定による通知は、千葉市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金交付額確定通知書(様式第9号)又は千葉市ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業補助金交付額確定通知書(様式第9号の2)によるものとする。

(交付の請求)

第11条 補助金の交付は概算払によるものとし、市社協は、第6条で決定を受けた補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金概算払請求書(様式第10号)又は千葉市ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業補助金概算払請求書(様式第10号の2)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 市社協会長は、事業を中止、廃止又は完了したときは、実施要綱に規定する独立した会計の廃止時点の残額を市に千葉市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金に係る貸付金の返還額等報告書(様式第11号)又は千葉市ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業補助金に係る貸付金の返還額等報告書(様式第11号の2)により報告するとともに、返還するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月28日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月16日から施行する。

別表

事業名	補助額	対象経費
千葉市ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金貸付事業	82,200,000 円	千葉市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業を実施するために必要な貸付金、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等
千葉市ひとり親家庭住宅支援資金 貸付事業	<p>(貸付金)</p> <p>次に掲げる貸付額について 該当年度分の貸付に必要な 額として市長が認める額</p> <p>母子・父子自立支援プログラムの策定を受け自立に向けて意欲的に取り組んでいる者が入居している住宅の家賃の実費(上限40,000円、原則12か月の範囲内)</p> <p>(事務費)</p> <p>7,200,000円と該当年度分の事業を実施するために必要な事務費として市長が認める額のいずれか低い方の額</p>	千葉市ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業を実施するために必要な貸付金、報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費